

## 公益財団法人倶進会 定款

### 第1章 総 則

#### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人倶進会と称する。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、各個人が社会的存在として意義ある人生を送り、また、社会に何らかの貢献をなし得るように、主として助成及び啓発活動を通して各個人の人格的・知的成長と活動を支援することを目的とする。

#### (事業)

第4条 この法人は、次の事業を行う。

- (1)前条の目的に沿った諸活動への助成及び表彰
- (2)セミナー・講演会等の開催による啓発・研修活動
- (3)その他目的を達成するために必要と認める事業

2 前項の事業活動は広く日本全国で実施する。

#### (事業年度)

第5条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第3章 財産及び会計

#### (財産の種別)

第6条 本会の財産を分けて、基本財産と特定資産及び運用財産の3種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)この法人が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産

(2)基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3)理事会において、特定資産又は運用財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 特定資産は、基本財産とは別に理事会の決議により用途を特定の目的に制約した資産とする。

4 運用財産は、基本財産及び特定資産以外の資産とする。

#### (財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

#### (基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決に加わることができる理事の3分の2以上の決議を経て、評議員会の議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により承認を得なければならない。

#### (特定資産の処分)

第9条 特定資産への繰入れ及び取崩しは、理事会の決議を経て行う。

#### (事業計画および収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及収支予算書は、毎事業年度開始の前日までに、理事長編成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。前項の書類については、毎事業年度の開始日の前日までに

政庁に提出し、事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算について、毎事業年度終了後、理事長が次の書類作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号及び第2号の書類については定期評議員会に報告し、第3号から第6号の書類については定期評議員会において承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に報告しなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第12条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において議決に加わることができる出席理事の3分の2以上の決議の後、評議員会の議決に加わることができる出席評議員の3分の2以上の議により承認を得なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第11条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(定数)

第14条 この法人に評議員5名以上7名以内を置く。

(評議員の選任)

第15条 評議員の選任は評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、つぎの各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数は評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員およびその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2)他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人

の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

二 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は、認可法人(特別の法律によつて設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。)

3 評議員はこの法人の理事又は監事を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(職務)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第21条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員の第14条に定める定数が足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(解任)

第18条 評議員が次の各号の一に該当するときは、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によって解任することができる。この場合、評議員会において議決する前に、その評議員に意見を陳述する機会を与えなければならない。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第19条 評議員に対する各年度の総額が100万円を超えない範囲内で評議員会において別に定める評議員の報酬等に関する規程に従って支給する。

## 第5章 評 議 員 会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第21条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1)評議員の選任及び解任
- (2)理事及び監事の選任及び解任
- (3)理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4)貸借対照表、正味財産増減計算書等の決算書類の承認
- (5)基本財産の処分等の承認
- (6)定款の変更
- (7)長期借入金の承認
- (8)前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第22条 評議員会は、定期評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定期評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は原則として毎年12月に1回開催するものとし、その他必要がある場合には随時開催することができる。

(招集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅延なく評議員会を招集しなければならない。

4 評議員会を招集するときは、開催日1週間前までに評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項及び目的である事項(当該目的である事項が議案となるものを除く。)に係る議案の概要(議案が確定していない場合にあつては、その旨)を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

5 前項に関わらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

6 評議員会の議長は、会議の都度、出席評議員の互選で定める。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上をもって行わなければならない。

(1) 評議員の解任

(2) 理事・監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5)長期借入金の承認

(6)その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同様の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会議長は、前項の議事録に署名し、又は記名押印するものとする

## 第6章 役員

(役員を設置)

第28条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 5名以上7名以内

(2)監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第29条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係があるものとして法令で定める者である理事の合計数は理事現在数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。監事についても、同様とする。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

6 理事、監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

(理事の職務)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、日常業務を処理するほか、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、評議員会及び理事会の招集並びに理事会議長の職務を代行する。

4. 理事長及び常務理事は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成すること。

(2)この法人の業務及び財産の状況の調査をすること、並びに各事業年度に係る計算関係書類及び事業報告を監査すること。

(3)理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨評議員会及び理事会に報告すること。

(5) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

#### (役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 任期満了前に退任した役員の前補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事の第28条に定める定数が足りなくなったときは、任期満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第33条 理事又は監事が、次の一に該当するときは、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によって解任することができる。この場合、評議員会において議決する前に、その理事又は監事に意見を陳述する機会を与えなければならない。職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (報酬等)

第34条 役員は、有給とすることができる。

2 役員には報酬等のほか、その職務を行うための要する費用を支払うことができる。

3 前2項に必要な事項は、評議員会で定める。

#### (顧問)

第35条 理事長は、理事会の承認を経て顧問若干名を委嘱することができる。

2 顧問は次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問は無報酬とする。ただしその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(事務局)

第36条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は理事長が任免する。

3 事務局長は理事会が任免する。

## 第7章 理事会

(構成)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催及び招集)

第39条 理事会は、定期理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは常務理事が理事会を招集する。

4 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

5 定期理事会は事業年度毎に原則5月又は6月及び12月の2回開催する。

6 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して理事長に招集の請求があったときは、理事長はその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日としなければならない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は第30条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事について、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(委員会)

第44条 理事会及び評議員会の決定事項の範囲で会務の執行を滞りなく処理するため、又は理事会及び評議員会の決議の目的である事項について、理事会、評議員会に提案するために、理事会のもとに次の委員会を置く。

(1) 運営委員会

(2) 助成金審査委員会

(3) その他理事会が必要と認めた委員会

- 2 運営委員会は理事長、常務理事及び理事会によって選出された2名の理事で構成する。
- 3 助成金審査委員会委員は理事会で承認された4～5名の理事・評議員で構成する。
- 4 第1項の各種委員会の運営・責務の細則については理事会で定める。

## 第8章 定款の変更及び解散

第45条 この定款は、評議員会において、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業、第16条に規定する評議員の選任の方法及び第18条に規定する評議員の解任の方法を含めて、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第47条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

### (解散)

第46条 この法人は、法人法第202条第1項、第2項及び第3項に規定する事由により解散する。

### (公益目的所得財産残額の贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承認する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消し日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、理事会の決議を経た後、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公 告 の 方 法

第49条 この法人の公告は、電子公告とする。

2 やむをえない事情により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法によるものとする。

## 第10章 補 則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附則

1 この定款は、この法人が移行認定を受け移行の登記をした日から施行する。

2 この法人が公益財団法人への移行の登記をしたときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は、第15条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

田中武二 村上陽一郎 谷口誠 青柳真智子 若林敬子 上條茉莉子

萩原優治

4 この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は、第29条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

代表理事(理事長) 勝見允行

業務執行理事(常務理事) 中内恒夫